

東山行政区 区費の減額についての内規

この内規は、東山行政区運営規約実施細則第6条第1項第3号の規定に基づき、区費の減額について、次のとおり定める。

- 1 減額の対象世帯
 - (1) 生活保護世帯
 - (2) 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A判定）及び精神障害者福祉手帳（1級）所持者のいる世帯
 - (3) 高齢者（満80歳以上）のみの世帯（1人暮らし、夫婦）
- 2 減額の割合は、5割とする。
- 3 対象世帯からの、申請に基づいて減額する。
- 4 区長は、対象世帯主からの申請のうち、上記1の（1）及び（2）の世帯については、民生児童委員から確認を得た上で、減額を決定する。
- 5 減額の開始と廃止
 - (1) 減額の開始は申請を4月に受理した場合は4月からとし、5月以降に申請を受理した場合は、次の納入月（7月、10月、1月）からとする。
 - (2) 1の事由がなくなった場合は、原則として翌年度から減額を廃止する。
- 6 その他区費の減額については、区議員会で協議し、決定する。

附則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
(平成21年12月26日 区議員会決定)
- 2 この内規は、平成25年4月1日から施行する。